

第8回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年2月25日(水) 9時28分～10時20分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

- 諮問第2号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第8号 非農地証明願いについて
議案第9号 農用地利用集積計画について
その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
久保田真一郎 (次長兼管理係長)
大田 豊茂 (管理係)
迫口 大地 (管理係), 濱崎 春香 (管理係)
○ 農政課 園田 健 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんお早うございます。

定刻より若干早いようですが、皆様お揃いですのでただ今から第8回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、4番 石原 千代年委員、5番 堂後 善人委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第8回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。2月3日、本市のABCパレスで開催された北薩地区農業委員研修会に、私以下、農業委員11名、事務局職員2名の計13名で出席いたしております。

2月6日には、出水市のホテルキングで開催された、JA鹿児島いずみ農政協議会に出席いたしました。

また、２月２３日には、阿久根市総合開発審議会に出席いたしております。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第４ 諮問第２号

農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 （園田 健）

お早うございます。

それでは、諮問第２号の説明をいたします。

今回、新規２件、更新１３件、合計１５件の農業経営改善計画の認定申請がありました。

第三者機関の意見聴取のため農業委員会に対して、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものでございます。

認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第１２条第４項に基づき、阿久根市の基本構想、それから農用地の効率的な利用並びに経営改善計画の達成の見込み並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところでございます。

なお、年齢制限等については画一的には適用をせず、市町村の独自基準により弾力的に運用をするものでございます。

また、去る２月５日・木曜日に関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行ったところ、認定することは適当であるという意見に達したところでございます。

それでは、資料の説明をしたいと思います。

（ 諮問資料にて説明 ）

以上で御説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

8番委員 (平田 修二)

この認定農業者の対象ではないのですが、認定農業者を経済団体と言うか農協あたりで見たりしますが、認定農家として認定された方が、今日のこの方々ではないですよ。

認定農業者として周りの農業をしている方々の鑑となるような農業をされているのか、そういうチェックの仕方とかと言うのが農政部門でできるのか。できないのか。どうでしょうか。

と言うのが、認定農業者は非常に広い面積とか施設とか色んなことをきちんとしていないと言うのを見て、どうなのかと言うのが目にありますので、お尋ねしてみたところです。

農政課 (園田 健)

農業経営改善計画を持って来るに当たって、その前に農政課の農業専門指導員がいらっしゃいますので、その方が認定農業者だけでは無いですが、巡回を図って助言指導等を行っているところでございます。

そういったところで改善計画が上がって来たものについては、認定審査会等において、そういった話も行いながら、農政課としては経営改善計画の認定に関してはそういった形で現在行っているところでございます。

8番委員（平田 修二）

ただ、認定農家に対して農業委員会だけ責任を持つような形になるじゃないですか。土地の融通をしたりすると、借地料を払わなかったり、或いは農地にマルチビニールを放置したり、施設園芸の資材を放置したり。

そういうことで、農業委員会は農地の集積をしなければならないと。

それで、今言った農業専門指導員は色んな助言をして、農家を育てようとしていると。

認定農業者が育たないといったのを見かけるのですが、その対応をできないと、認定農業者になれば利点が多い訳ですが、トラクタを買うとか機械化など優遇されています。

そういうのを受けた後で、あとは自分の物を放置しているとかという時になって、その時に責任をとるような形になるのは農業委員会と。

これでは良くないのではというのがあるので、そういうのを無くしていくにはどうしたら良いかというところで。

事務局長（谷口 義美）

農業委員会の事務局長と言う立場よりも、農政課長の立場でここは話をさせていただきたいと思います。

現在170名近い方が認定農業者になっていらっしゃいます。

おっしゃるとおり農地中間管理事業も本年度スタートしたところでございます。

色々な補助事業、先ほどお話しがありましたとおり農機具の購入であったり施設の拡充であったり、そういった物の補助事業等を活用するにあたっては、国の方も示しているのが認定農業者或いは担い手、そういった法人化組織をされた団体に限定されているようでございます。

そういった中では、認定農業者にできるだけ多く入っていただいて、そういった事業を活用していただいて、よりりっぱな農業を担って行っていただきたいという思いが農政課としてはあります。

一方、平田委員がおっしゃるようにそのつもりでいたが、止む無く停滞している、或いは経営が下降傾向の方も中にはいらっしゃるかと思います

が、できるだけ多くの方をそういった制度活用をいただいて、農家所得が1円でも上がるような活用の仕方をしていただければ大変ありがたいかなあと農政課として考えています。

ただ、園田が申しましたとおり、農業専門指導員でそれぞれの農家のみなさん方、確かに170名全部に廻るというのは中々厳しいところがありますが、各農家を廻って頂いて、特に新規就農の若い方々のところには足を運んで頂くように指導・お願いをしているところでございます。

以上でございます。

8番委員（平田 修二）

ありがとうございます。

今の局長の答弁と併せて、そういうことが進んでいかないような手法を考えてくださるようお願いいたしますということで、よろしく申し上げます。

農政課（園田 健）

補足ではございませんが、今、谷口局長がおっしゃったように認定農業者を増やす形に国がなってきております。

先般、説明会があったところですが、その中でも基本的にやる気のある農業者と言うのは認定農業者にと。

もちろん取得基準はありますが、その取得基準の最終的に達成を見込まれる方で、特にやる気のある方は専業・兼業は問わずに認定をして行こうという流れになって来ているところです。

ただ、全員が全員の認定をしてしまうと、それこそ名前ばかりの農業者となったりしますので、平田委員がおっしゃったようなところが自分達の課題であると思いますので、真摯に向き合って解決する方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（田嶋 輝男）

もう一つ私から。

年々高齢化して来て、規模縮小とか色々ありますが、170数名の認定

農業者の中で、もう私は更新しないとか言われる方もいらっしゃるのか。

農政課（園田 健）

年齢の制限は無いものですから、特にやる気があるということであれば、本年度も5・60人更新の方がいらっしゃったのですが、そのうち10数名は高齢のためということで、辞退をされていらっしゃるようです。

議長（田嶋 輝男）

8番委員，よろしいでしょうか。

8番委員（平田 修二）

はい。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は，認定しようとするものであります。

諮問のとおり，認定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

ご異議なしと認めます。

よって，本件の認定については，異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第5号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (大田 豊茂)

お早うございます。

それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案書の3ページから5ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は8件であり、内容は所有権移転が1件・賃借権が4件と使用貸借権が3件であります。

なお、今回の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、2月16日に6番委員及び9番委員と事務局で、現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1について、地図は1ページから7ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇区にお住まいの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、果樹の生産を行い、年間120日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷・果樹等を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号2から5について、地図は8ページから9ページであります。

整理番号2の貸人は〇〇 〇〇さんです。整理番号3の貸人は〇〇〇〇 〇〇さんです。整理番号4の貸人は〇〇 〇さんです。整理番号5の貸人は〇〇 〇〇さんであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷・季節野菜の生産を行い、年間300日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷・季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号6について、地図は10ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは、今回の農地を取得後、年間300日程度、農業に従事される予定となっております。

申請地は、果樹を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。〇〇さんは新規就農者であります。

次に整理番号7について、地図は11ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻の生産を行い、年間80日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。〇〇さんは新規就農者であります。

次に整理番号8について、地図は12ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、季節野菜の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

れます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

6番委員 (尻無濱 俊幸)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして報告いたします。

2月16日に9番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地は、耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

10番委員 (松下 輝男)

整理番号1番の譲渡人が〇〇〇〇〇〇ほか2名とありますが、図面では〇〇〇〇さんですが、どうなのでしょう。

事務局 (大田 豊茂)

〇〇 〇〇さんは亡くなられており、その相続人が〇〇〇〇〇〇さん外2名と言うことで、外2名が〇〇 〇〇〇さん、〇〇 〇〇〇さんです。

そう言うことで、〇〇 〇〇さんは亡くなられておりますので、説明不足で申し訳ありませんでしたが、よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第6号

農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

議案第6号について説明いたします。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

2月16日に、6番委員及び9番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1の説明をいたします。

整理番号1は、一般住宅への転用です。

地図は13ページで、〇〇〇〇学校近くになります。

申請地は、農地の広がりがあるが10ha以上あり、第1種農地に該当することから原則不許可地であります。申請地から50m以内に3戸以上の住居が連たんしているため、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇〇 〇〇さんです。

〇〇〇さんは現在居住している居宅が老朽化で取り壊し、兄弟に譲ることとなったため、今回隣接地に新居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲の農地は南側及び東側の畑、西側の田、他は宅地及び山林でありました。

申請地は1.5m程盛土をされ、周囲は土砂流出等がないように法面保護をされます。

建物は平屋建てとし、周囲の農地から4m程離して建築され、排水等は浄化槽で処理後、既存の側溝から西側の市道側溝に流されます。

申請地面積は500㎡を37㎡超えますが、申請地の北側に法面があり、南側も法面及び排水路があるため、実際に建物敷地部分として利用できる面積は448㎡になることでの理由書が添付されています。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

9番委員 (京田 提樹)

それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請について報告をい

たします。

2月16日に、6番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、報告をいたします。

整理番号1につきまして、申請地の周囲は南側及び東側が畑、西側は田、そのほかは山林及び宅地でございました。

500㎡を超える理由書の添付もあり、土砂流出等がないよう法面保護をされることから周囲の農地に影響もなく、許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに

決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第7号

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、議案第7号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

2月16日に、6番委員及び9番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1は、一般住宅への所有権移転です。

地図は14ページで、〇〇〇学校近くになります。

申請地は、農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在居住している住居が老朽化のため、立替えを検討しましたが、周囲が急勾配の土手で危険であるなどのため、今回の申請地に自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、北側県道、南側及び東側畑、西側は宅地でありました。

南側の畑は申請地より1m程高く、周辺への被害の恐れはありません。

住宅も平屋建てとし、周囲の農地に影響がないように距離をおいて建築されます。

また、申請地は2.7m程切土を行うとともに土砂流出等がないよう法面保護を行い、排水等は浄化槽で処理後、北側の県道側溝に流されます。

申請地面積は500㎡を8㎡超えますが、申請地北側の出入口となる部分が、県道より高く石積みとなっていることから、石積みを外して造成し、出入口と駐車場の確保が必要になることでの理由書が添付されています。

次に整理番号2につきまして、整理番号2は駐車場への賃借権設定です。地図は15ページで、〇〇〇〇隣りになります。

申請地は、農地の広がりがあるが10ha以上あり、第1種農地に該当することから原則不許可地であります。申請地からおおむね50m以内に3戸以上の住居が連たんしていることから、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在、申請地隣りで鮮魚卸売業を営んでおりますが、駐車場が不足するため、今回申請地を借り受け、駐車場として利用されたく申請されたものです。

従業員が13名ですが、現在、駐車場が8台分しか無いため、今回の申請で来客用の駐車場も含めて新たに10台分の駐車場を設置・確保されます。

申請地周囲は北側国道、東側県道、他は通路及び宅地でありました。

申請地は現状のまま使用されますが、既によう壁が設置されているため、土砂流出等の恐れはありません。雨水等は自然流下です。

整理番号3は、駐車場への所有権移転です。

地図は16ページで、〇〇〇〇隣りになります。

申請地は、〇〇駅から北西に約100mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅が存在することから、第3種農地の300m以内農地に該当します。

申請人は、阿久根市〇〇にあります〇〇〇〇有限会社 代表取締役である〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在、農産物加工業を営んでおりますが、駐車場がないため、今回申請地を駐車場として利用されたく申請されたものです。

現在、駐車場が無く学校の通学路にもなっており、子どもの交通安全等を図る上からも駐車場の確保は必要であり、今回の申請により従業員及び来客用として11台分の駐車場を設置されます。

申請地周囲は北側及び南側一部畑、東側水路、他は宅地及び市道でありました。

申請地は整地を行い現状のまま使用され、境界にはブロックとL字擁壁を設置し土砂流出等が無いよう施工されます。雨水等は自然流下です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

9番委員 (京田 提樹)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告をいたします。

2月16日に、6番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順次報告をいたします。

整理番号1につきまして、申請地周囲は北側県道、西側宅地、他は畑でございました。

畑は今回の申請地より1m程高いため影響は無く、住宅も平屋建てとすることから農地への悪影響もなく、許可相当であると調査して参りました。

次に整理番号2につきまして、申請地周囲は北側国道、東側県道、他は通路及び宅地でございました。土砂流出がないように、よう壁が設置されていることから、周囲への影響も無く許可相当であると調査して参りました。

次に整理番号3につきまして、申請地周囲は北側畑、東側水路、西側宅地、南側畑及び市道でございました。

申請地は現状のまま使用されますが、土砂流出等がないよう施工されることから農地への悪影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
ご異議なしと認めます。
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第8号

非農地証明願いについてを議題といたします。

本件について、整理番号2番に、10番 松下輝男委員の議事参与の制限に該当する分が含まれていますので、まず、松下委員以外の分を審議いたします。

それでは、整理番号1番につきまして、本件は荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で

判定されたとおり、非農地とすることにご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、整理番号2番 松下輝男委員の件を議題としますので、10番松下輝男委員は退席をお願いします。

(10番 松下輝男委員 退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、整理番号2番につきまして、本件は荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、10番松下輝男委員の着席を許します。

(10番 松下輝男委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)

日程第9 議案第9号

農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (迫口 大地)

それでは、議案第9号 平成27年農用地利用集積計画書第2号について、説明いたします。

始めにこの計画書の公告年月日は平成27年3月2日となります。

それでは、1ページ目をお開きください。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第9号 平成27年農用地利用集積計画書の第2号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (久保田 真一郎)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:20